

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月12日

香川県知事 浜田惠造

## 香川県規則第41号

### 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例施行規則（平成27年香川県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第2条第1項及び第3条の規則で定める場合等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第1項及び第3条の規則で定める人数は、<u>地域再生法</u>（平成17年法律第24号）<u>第17条の2第6項</u>に規定する<u>認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>（以下「<u>認定特定業務施設整備計画</u>」という。）において定められた特定業務施設における雇用従業者数（新規採用又は当該特別償却設備設置者が設置する県外の他の事業所からの転勤により当該特定業務施設において増加が見込まれる従業者の数（当該認定特定業務施設整備計画に期間の区分が設けられている場合にあっては、当該事業年度又は当該年までの各期間の区分ごとに定められた当該数を合算した数）をいう。）とする。</p>	<p>(条例第2条第1項及び第3条の規則で定める場合等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第1項及び第3条の規則で定める人数は、<u>認定特定業務施設整備計画</u>において定められた特定業務施設における雇用従業者数（新規採用又は当該特別償却設備設置者が設置する県外の他の事業所からの転勤により当該特定業務施設において増加が見込まれる従業者の数（当該認定特定業務施設整備計画に期間の区分が設けられている場合にあっては、当該事業年度又は当該年までの各期間の区分ごとに定められた当該数を合算した数）をいう。）とする。</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。